



## おおつレインボー宣言

憲法第14条は、すべて国民は法の下に平等であることを定めています。大津市でも、これまで、人権の尊重や男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

しかし、性的指向や性自認を理由とする差別や偏見は、今も存在します。また、性的指向や性自認に対する理解がなされていないことから、性的少数者、いわゆる LGBT の人たちへの差別が差別として認識されないこともあります。

「自分のまわりには、LGBT 当事者はいない」と思われるかもしれません。また、「自分には関係ない」と思われるかもしれません。しかし、現在、差別や偏見をおそれ、自分の性的指向や性自認を否定したり、隠したりしなければならない人がいます。あなたのまわりにも、きっと悩み、苦しんでいる人がいるはずです。

私たち一人ひとりが違うように、性的指向や性自認も人それぞれ違います。それが、私たちの個性です。

大津市は、性的指向や性自認を理由とする差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることが出来る多様で包摂的な社会の実現のため、多様性の象徴であるレインボーを旗印に掲げ、LGBT の人たちへの取組みを進めていくことをここに宣言します。

平成29年12月22日

大津市長

越直美